

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月12日

つくば市長 市原 健一

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月18日

つくば市長 市原 健一

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年11月2日午後3時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市古来301番地1先の市道4-2541号線

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

幼稚園バスが市道に駐車中の車両の横を通過する際、相手方車両に接触し、車両のミラーを破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金76,807円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。